

制限付一般競争入札公告

速野小学校長寿命化改修事業（仮設校舎リース）について制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和7年1月15日

守山市長 森 中 高 史

1 委託業務の概要

- (1) 入札番号 0131-2
- (2) 名 称 速野小学校長寿命化改修事業（仮設校舎リース）
- (3) 履行場所 守山市木浜町地先（速野小学校）
- (4) 履行期間およびリース期間
 - ア 履行期間 契約締結日から令和8年5月29日まで
 - イ リース期間 令和7年7月1日から令和8年4月30日まで
- (5) 概 要 速野小学校長寿命化改修工事に係る仮設校舎リース業務
 - ア 軽量鉄骨造2階建て仮設校舎の建設・解体
延床面積 約1,650㎡（渡り廊下含む）
 - イ ・引越し業務、グラウンド整地等

2 入札方法および開札日時等

- (1) 郵便による入札とする。（郵便入札封筒記載例を参照のこと）
- (2) 封筒の表面に朱書きで「入札書等在中」と表記し、入札番号等の必要事項を記載のうえ、一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかで入札書等到達期日必着とする。（指定郵便以外、期日後着または必要事項が記載されていない場合等は返却します。）
- (3) 送付先 〒524-8799 近江守山郵便局留 守山市役所 総務部 契約検査課
- (4) 入札書到達期日 令和7年1月29日（水）
入札書到達期日間際に手続きをされる場合は、必ず窓口で到達期日を確認して下さい。
入札書に記載する日付は、作成日とすること。
- (5) 提出書類等
入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、提出すること。添付がない場合は無効とする。また、再申請は認めない。
 - ア 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
 - イ 業務実績等調書（様式第2号）

業務実績等調書には、以下のいずれかの書類を添付すること

(7) 委託業務契約書および仕様書の写し

(イ) 履行証明書の写し

(6) 郵送開始日 令和 7 年 1 月 24 日 (金)

(7) 開札日時 令和 7 年 1 月 31 日 (金) 午前 9 時 40 分

(8) 開札場所 守山市役所 3 階 32 会議室

(9) その他 郵便入札された方等は当該入札の開札に傍聴、立会いできます。

3 保証金 入札保証金および契約保証金は、免除する。

4 違約金 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5を徴収する。

5 前金払 前金払は行わない。

6 部分払 部分払は行う（支払額は契約額をリース期間で按分した額とし、令和 6 年度は支払いを行わず、令和 7 年度はリース期間 9 カ月分相当、令和 8 年度はリース期間 1 カ月分相当を支払限度額とする。また、支払いは各年度につき 1 回とし、各年度末に支払う。）。

7 予定価格 設定する（非公表）

8 最低制限価格 最低制限価格は設けない。

9 無効入札

(1) 入札参加資格のない者（代理人等）のした入札

(2) 入札者が同一事項の入札に対し、2 以上の意思表示をした入札

(3) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札書

(4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

(5) 入札書記載の金額を加除訂正した入札書

(6) 入札書到達期日より後に到達した入札書

(7) 代表者が同一の複数の入札書

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札参加資格に関する事項

令和 6 年度守山市役務委託等業務業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者で、次に掲げる要件をすべて満たす者のみが、この入札に参加することができる。

ただし、開札まで次に掲げる要件を満たしていることを必須とし、要件を満たさなくなった場合は入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(3) 名簿の取扱業種が「No121 リース・レンタル（建設）」、取扱内容「①ハウス・トイレ（プレハブ）」を第1希望とする者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）に基づく入札参加資格停止およびその他措置を受けていない者

(6) 業務実績

平成 27 年 4 月 1 日以降に（小・中・高等）学校工事において、延床面積 1,000 ㎡以上の仮設校舎を元請受注した実績を有すること。

(7) 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は入札に参加することができない。

ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

イ 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

ウ 暴力団関係者 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう。

(ア) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(イ) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

(ウ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(エ) 暴力団、暴力団員または(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

11 落札者の決定

(1) 提出書類等は、開札後の事後審査とする。

(2) 落札予定者（最低入札価格の者）が提出書類等により、入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格を有する者であるならば、落札決定し契約を締結する。

(3) 落札予定者に入札参加資格がないと認めた場合は無効となり、次に入札価格が低い者から同様に審査していく。

(4) 落札者のないときは、別途日時を定め再度入札を行うことがある。

(5) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、後日、日時を定めくじにより落札者を決定する。

12 その他必要事項

(1) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。また、落札者は落札決定後、速やかに契約の締結方法について、書面または電子で行うかを担当者に申し出ること。電子契約を希望する場合は、電子契約サービス利用申出書を提出すること。

(2) 仕様書等を熟知しておくこと。

(3) 仕様書等の閲覧場所

守山市ホームページおよび守山市役所教育総務課カウンター

- (4) 仕様書等の質疑は1月22日正午迄とし、電子メールで教育総務課に提出すること。
回答は質疑のあった場合のみ、1月24日（金）午後1時まで守山市ホームページにて公開する。

メールアドレス : kyoisomu@city.moriyama.lg.jp

- (5) この業務の入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (6) 落札者の決定から契約締結までの間において、当該落札決定者が守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）第3条および第4条に基づく入札参加資格停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。

- 13 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者または免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 発注担当課

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所 教育委員会事務局 教育総務課 担当者 川前

TEL 077-582-1140 FAX 077-582-9441

15 入札に関する問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所 総務部 契約検査課

TEL 077-582-1147 FAX 077-582-0539